

寒川町国民保護計画 新旧対照表

頁	変 更 前	変 更 後
用語一3	<p>指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁及び環境省</p>	<p>指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省</p>
7	(2) 横浜防衛施設局(横須賀防衛施設事務所)	(2) 南関東防衛局(座間防衛事務所)
9	(11) 日本郵政公社	(11) 日本郵政グループ
12	平成21年寒川町の気温	平成25年寒川町の気温 【図の変更】
	平成21年寒川町の月総降雨量	平成25年寒川町の月総降雨量 【図の変更】
13-14	<p>(1) 人口 寒川町の人口は、平成22年9月1日現在、4万7,699人(男2万4,212人、女2万3,487人)である。 【年代別・男女別人口分布図】 寒川町全体の人口密度は、3,554人/km²であり、地域別の人口分布状況は以下に示す表のとおりである。 【地域別人口分布表】</p>	<p>(1) 人口 寒川町の人口は、平成26年1月1日現在、4万7,438人(男2万4,059人、女2万3,379人)である。 【図の変更】 寒川町全体の人口密度は、3,535人/km²であり、地域別の人口分布状況は以下に示す表のとおりである。 【表の変更】</p>
14	<p>(2) 交通 町の西側に相模川が流れている影響もあり、東西の交通を分断し、慢性的な交通渋滞がある。町の区域内は、国道こそはないものの、<u>県道44号伊勢原藤沢線、県道45号丸子中山茅ヶ崎線、県道46号相模原茅ヶ崎線、県道47号藤沢平塚線がそれぞれ位置している。</u> また、町を含む県中央部においては、南北に走る主要幹線道路が不足しているため、交通渋滞が各地で発生し、沿道の人々の日常生活にも大きな支障をきたしている。そこで、これらの交通渋滞を解消するため茅ヶ崎市西久保(新湘南バイパスと連絡)を起点、津久井郡城山町川尻を終点とする延長約34.0kmの自動車専用道路である、さがみ縦貫道路が施工されている。さがみ縦貫道路は、2012年度に開通予定であり、町の区域内には、寒川南IC、寒川北ICが設置される。 鉄道は、JR相模線がほぼ南北に走り、本町には、寒川駅、宮山駅、倉見駅がある。</p>	<p>(2) 交通 本町には、県道44号伊勢原藤沢線、県道45号丸子中山茅ヶ崎線、県道46号相模原茅ヶ崎線、県道47号藤沢平塚線が通っている。 また、県道以外では、自動車専用道路である、さがみ縦貫道路が施工されており、茅ヶ崎市-寒川町間は2013年に開通、寒川町-海老名市間は2015年に開通予定である。なお、町の区域内には、寒川南IC、寒川北ICが設置されている。 鉄道は、JR相模線がほぼ南北に走り、本町には、寒川駅、宮山駅、倉見駅がある。</p>
17-18	町の各部局における平素の業務	町の各部局における平素の業務(改正案) ※別紙1
36	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、町民部防災交通課による担当体制を立ち上げ、又は、危機管理対策連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。</p>	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、企画政策部危機管理課による担当体制を立ち上げ、又は、危機管理対策連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。</p>
38	町対策本部の組織構成図	町対策本部の組織構成図(改正案) ※別紙2
40-41	町対策本部各部局の主な業務	町対策本部各部局の主な業務(改正案) ※別紙3

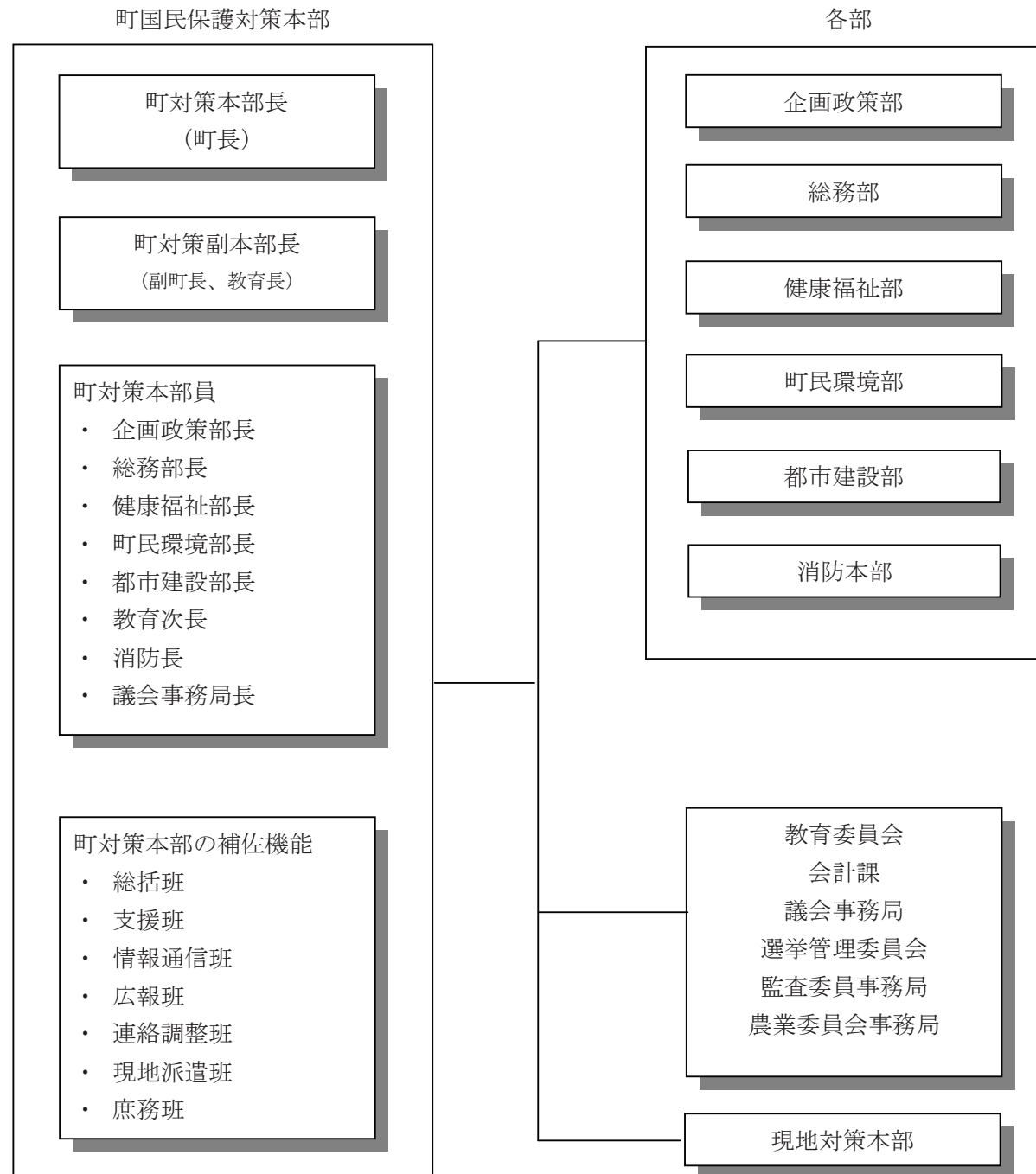
町の各部局における平素の業務(現行)

部 局	平 素 の 業 務
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護協議会の運営に関する事。 町国民保護計画の見直しに関する事。 避難実施要領の策定に関する事。 研修、訓練及び啓発に関する事。 防災行政無線の運用に関する事。 避難及び救援に関する体制整備に関する事。 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。 県が行う避難施設の指定の情報提供に関する事。 生活関連施設の把握、または安全確保に関する事。 避難施設の管理、運営に関する事。 物資、資機材の備蓄に関する事。 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事。 特殊標章等の交付及び管理に関する事。 安否情報の収集体制の整備に関する事。 コンピュータ及びネットワーク等による非常通信体制に関する事。 情報通信手段の整備、運営に関する事。 非常通信体制の整備に関する事。 広報体制の整備に関する事。 関係機関(国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関する事。 固定電話等の情報通信手段の整備・運営に関する事。 物資、資機材(生活関連必需物資)の調達体制の整備に関する事。 ボランティアとの連絡調整に関する事。 集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関する事。 安否情報の収集体制の整備に関する事。 情報収集・提供体制の整備に関する事。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 救援に関する医療関係団体との調整に関する事。 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
町民環境部	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関する事。 物資運送体制の整備に関する事。 農林産業施設等の災害対応体制の整備に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の保全計画に関する事。 所管の輸送施設(道路、橋梁)の把握に関する事。 下水道施設の機能の確保に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。 公共施設(公園等)の保全計画に関する事。 国県事業(道路、河川)に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校における国民保護措置の啓発に関する事。 避難施設(公立学校、総合体育館等)の管理、運営に関する事。 児童、生徒等の安全、避難等に関する事。 学用品の確保、調達に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 町議会との調整に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急、救助を含む) 住民の避難誘導に関する事。 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事。 情報通信手段の整備、運用に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。

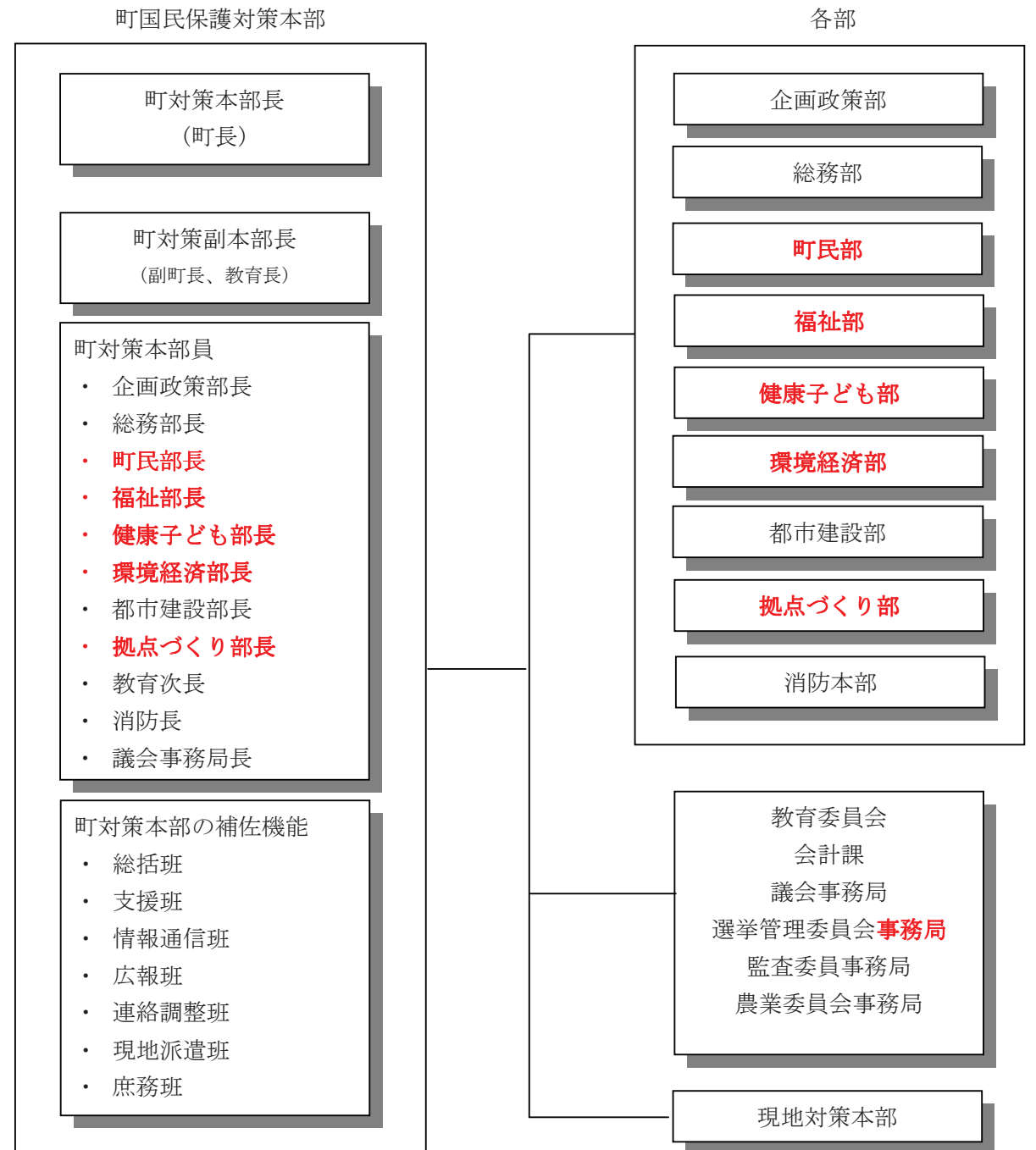
町の各部局における平素の業務(改正案)

部 局	平 素 の 業 務
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護協議会の運営に関する事。 町国民保護計画の見直しに関する事。 避難実施要領の策定に関する事。 研修、訓練及び啓発に関する事。 防災行政無線の運用に関する事。 避難及び救援に関する体制整備に関する事。 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。 県が行う避難施設の指定の情報提供に関する事。 生活関連施設の把握、または安全確保に関する事。 避難施設の管理、運営に関する事。 物資、資機材の備蓄に関する事。 物資、資機材(生活関連必需物資)の調達体制の整備に関する事。 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事。 特殊標章等の交付及び管理に関する事。 安否情報の収集体制の整備に関する事。 コンピュータ及びネットワーク等による非常通信体制に関する事。 情報通信手段の整備、運営に関する事。 非常通信体制の整備に関する事。 広報体制の整備に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関(国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関する事。 固定電話等の情報通信手段の整備・運営に関する事。 ボランティアとの連絡調整に関する事。 集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関する事。 安否情報の収集体制の整備に関する事。 情報収集・提供体制の整備に関する事。
町民部	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
健康子ども部	<ul style="list-style-type: none"> 救援に関する医療関係団体との調整に関する事。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。(町民部主管に属するものを除く) 情報収集、提供体制の整備に関する事。
環境経済部	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関する事。 物資運送体制の整備に関する事。 農林産業施設等の災害対応体制の整備に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の保全計画に関する事。 所管の輸送施設(道路、橋梁)の把握に関する事。 下水道施設の機能の確保に関する事。 国県事業(道路、河川)に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
拠点づくり部	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校における国民保護措置の啓発に関する事。 避難施設(公立学校、総合体育館等)に関する事。 児童、生徒等の安全、避難等に関する事。 学用品の確保、調達に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 町議会との調整に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供体制の整備に関する事。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急、救助を含む) 住民の避難誘導に関する事。 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事。 情報通信手段の整備、運用に関する事。 情報収集、提供体制の整備に関する事。

【町対策本部の組織構成図】（現行）



【町対策本部の組織構成図】（改正案）



【町対策本部各部局の主な業務】(現行)

部 局	主 な 業 務
企画政策部	・ 部内の業務に関する事
総務部	・ 国民保護措置の推進に関する事 ・ 職員の動員及び派遣に関する事 ・ 町対策本部の運営に関する事 ・ 国民保護措置に関する各部局間の調整に関する事 ・ 特殊標章に関する事 ・ 町対策本部の予算に関する事 ・ 報道機関への対応に関する事 ・ 広報に関する事 ・ 庁舎、公有財産の管理に関する事 ・ 町税の減免に関する事 ・ 近隣被災市町村の行政運営の支援に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
健康福祉部	・ 救援物資の要請、受付に関する事 ・ 医療救護体制に関する事 ・ 医薬品の確保、供給に関する事 ・ 医療関係機関との連絡調整に関する事 ・ 埋葬及び火葬に関する事 ・ 保健衛生、防疫に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
町民環境部	・ し尿処理に関する事 ・ 動物の保護等に関する事 ・ 大気及び水質監視に関する事 ・ 武力攻撃災害による廃棄物処理に関する事 ・ 飲料水、食品の衛生に関する事 ・ 観光施設及び観光客に関する事 ・ 生活関連物資等の価格安定に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
都市建設部	・ 道路、橋梁に関する事 ・ 下水道施設に関する事 ・ その他部内の業務に関する事 ・ 河川に関する事 ・ 公園施設に関する事 ・ 物資輸送手段の確保及び手配に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
教育委員会	・ 学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関する事 ・ 児童、生徒等の安全、避難等に関する事 ・ 住民の避難誘導に関する事 ・ 文化財の保護に関する事 ・ 学用品の確保、調達に関する事 ・ 授業料の減免措置に関する事 ・ その他の業務に関する事
会計課	・ 課内の業務に関する事
議会事務局	・ 町議会との調整に関する事 ・ その他局内の業務に関する事
選挙管理委員会	・ 会内の業務に関する事
査委員事務局	・ 局内の業務に関する事
農業委員会事務局	・ 局内の業務に関する事
消防本部	・ 武力攻撃災害への対処に関する事(救急、救助を含む) ・ 毒物、劇物の取り扱いに関する事 ・ 危険物資の保安対策に関する事 ・ その他の業務に関する事

【町対策本部各部局の主な業務】(改正案)

部 局	主 な 業 務
企画政策部	・ 国民保護措置の推進に関する事。 ・ 職員の動員及び派遣に関する事。 ・ 町対策本部の運営に関する事。 ・ 国民保護措置に関する各部局間の調整に関する事。 ・ 特殊標章に関する事。 ・ 町対策本部の予算に関する事。 ・ 報道機関への対応に関する事。 ・ 広報に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
総務部	・ 庁舎、公有財産の管理に関する事。 ・ 町税の減免に関する事。 ・ 近隣被災市町村の行政運営の支援に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
町民部	・ 部内の業務に関する事。
福祉部	・ 部内の業務に関する事。
健康子ども部	・ 救援物資の要請、受付に関する事。 ・ 医療救護体制に関する事。 ・ 医薬品の確保、供給に関する事。 ・ 医療関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 埋葬及び火葬に関する事。 ・ 保健衛生、防疫に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
環境経済部	・ し尿処理に関する事。 ・ 動物の保護等に関する事。 ・ 大気及び水質監視に関する事。 ・ 武力攻撃災害による廃棄物処理に関する事。 ・ 飲料水、食品の衛生に関する事。 ・ 観光施設及び観光客に関する事。 ・ 生活関連物資等の価格安定に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
都市建設部	・ 道路、橋梁に関する事。 ・ 下水道施設に関する事。 ・ 河川に関する事。 ・ 公園施設に関する事。 ・ 物資輸送手段の確保及び手配に関する事。 ・ その他部内の業務に関する事。
拠点づくり部	・ 部内の業務に関する事。
教育委員会	・ 学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関する事。 ・ 児童、生徒等の安全、避難等に関する事。 ・ 住民の避難誘導に関する事。 ・ 文化財の保護に関する事。 ・ 学用品の確保、調達に関する事。 ・ 授業料の減免措置に関する事。 ・ その他の業務に関する事。
会計課	・ 課内の業務に関する事。
議会事務局	・ 町議会との調整に関する事。 ・ その他局内の業務に関する事。
選挙管理委員会事務局	・ 局内の業務に関する事。
監査委員事務局	・ 局内の業務に関する事。
農業委員会事務局	・ 局内の業務に関する事。
消防本部	・ 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急、救助を含む) ・ 毒物、劇物の取り扱いに関する事。 ・ 危険物資の保安対策に関する事。 ・ その他の業務に関する事。